

事業主、労働保険事務組合の皆様へ

労働保険料等の申告・納期限の延長についてのお知らせ

平成 28 年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 労働保険料等の申告・納期限の延長について

平成 28 年熊本地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その申告・納期限が延長されることとなりました。

- ① 熊本県内に所在地を有する事業場
（当該地域に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）
- ② 平成 28 年 4 月 14 日以降に申告・納期限が到来するもの

2 延長後の労働保険料等の申告・納期限について

災害のやんだ日から 2 か月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成 28 年 4 月 26 日

【お問い合わせ先】
千葉労働局労働保険徴収課
TEL 043-221-4317